

平成 28 年度事務事業評価表(一般事業・継続)

No. 288

事務事業名	助産施設等入所措置事業
-------	-------------

作成日	平成 28 年 9 月 30 日		
部局名	こども未来部		
課名	こども家庭課		
課長名	山下 浩典	内線	170
担当者名	山口 勝成	内線	170

基本目標		人を育むまち
政策	010103	子育てしやすいまちづくり
施策		子育てを支える環境の充実
関連施策		

会計	1	一般会計
款	3	民生費
項	2	児童福祉費
目	4	児童福祉施設費
事業コード	050100	助産施設等入所措置事業

事業類型	1	ソフト事業(義務)
個別計画		
重点事業		

【PLAN(計画)】

対象(者) 誰(何)に対して事業を行うか	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由等により入院助産を受けることが出来ない妊産婦 配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童		
意図 対象をどのような状態にしたいか	妊産婦に対し安全で衛生的な出産を保障し胎児が無事に生まれてくることを確保する。 また、母子の自立促進のために、その生活と安全を保障し、母子福祉の向上を図る。		
事業概要 意図を達成するために実施することは何か	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入院のうえ助産を受けられるよう支援する。 また、母子家庭の母あるいはこれに準ずる事情のある女子が、経済的な理由や住居がない等の事情のため児童の監護が十分できない場合など、母親と児童と一緒に施設へ入所措置し、これらの者を保護するとともに、心身と生活を安定させるための相談、援助を行う。		
事業期間	昭和 33 年度 ~ 平成 年度	実施方法	直営
根拠法令、要綱等	児童福祉法第22条(助産施設)、同法第23条(母子生活支援施設)		
国・県補助事業に係る本市単独施策	無		

【DO(実施)】

指標名(上段:名称/下段:算定式等)		単位	25年度	26年度	27年度	28年度	備考	
活動指標	① 助産施設入所申請者数	計画値	9	8	6	8		
		実績値	4	7	8			
	達成度	%	44.4%	87.5%	133.3%			
	② 母子生活支援施設入所にかかる支弁額	計画値	千円	1,890	950	0		2,830
実績値			346	625	894			
達成度		%	18.3%	65.8%				
成果指標	① 助産施設入所者数	計画値	9	8	6	8		
		実績値	4	7	8			
		達成度	%	44.4%	87.5%	133.3%		
	② 母子生活支援施設入所者数	計画値	人	2	2	0		5
		実績値		2	2	5		
		達成度	%	100.0%	100.0%			

年 度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	全体計画
① 事業費(千円)	2,290	3,722	3,007	4,709	2,135	2,135	2,135	0
国庫支出金	1,221	1,344	1,709	2,340	1,067	1,067	1,067	
県支出金	610	672	854	1,170	533	533	533	
地方債								
その他			8	26	0	0	0	
一般財源	459	1,706	436	1,173	535	535	535	
② 人件費(千円)	397	762	1,421	727	事業内容	事業内容	事業内容	備考
職員人数(人)	0.05	0.10	0.20	0.10				
時間外勤務(時間)	0	3	5	0				
嘱託等人数(人)								
フルコスト(①+②千円)	2,687	4,484	4,428	5,436				

※財源内訳中の「その他」には、保険料・寄付金・基金・利用料等の収入を記入しています。

【CHECK(評価)】

<b>事業の進捗状況</b> 昨年度の評価から、どのような取組をしましたか(昨年度の【ACTION】の改善・改革の進捗等)	【助産施設】保護課との連携・協力により入院助産を必要とする妊産婦(被保護者)を把握のうえ、当該対象者に対し必要な手続きのうえ入所措置を行った。 【母子生活支援施設】男女共同参画推進センター及び長崎こども・女性・障害者支援センター等関係機関との連携・協力により支援措置が必要な母子の保護及び入所措置を行った。
<b>事業が抱える問題・課題等</b>	助産施設入所利用者はほとんどが生活保護受給者であるが、申請(予定)者の予測や把握が困難なため、保護課との情報共有及び連携が不可欠である。 母子生活支援施設への支援対象者は、DV被害関連によるものが多いので、婦人相談所等の関係機関と緊密な連携のうえ、支援対象者の安全確保を図りながら緊急かつ慎重な対応が求められる。

妥当性	【必要性】	高い	やや高い	やや低い	低い	該当なし	
	【市の関与】	高い	やや高い	やや低い	低い	該当なし	
有効性	【事業成果】	高い	やや高い	やや低い	低い	該当なし	
	【施策貢献度】	高い	やや高い	やや低い	低い	該当なし	
効率性	【コスト】	削減の余地なし		削減の余地あり	該当なし		
	【負担割合】	見直しの余地なし		見直しの余地あり	該当なし		
児童福祉法に基づき適正に実施している。							
児童福祉法に基づき設定されている。							

※事業類型が1~3に該当する事業については妥当性及び有効性の評価は記入しておりません。

【ACTION(改善・改革)】

今後の方向性	現状維持	
--------	------	--

<b>内容</b> 今後の方向性のもとで、どのような取組をするか(課題や問題点等に対する取組など)	保護課やNPO(命を大切にす会等)と連携のうえ、入院助産を必要とする妊産婦(生活保護受給者等)の把握及び情報の共有に努め、必要な入所措置により適正な制度運用を図る。また、母子生活支援施設については、男女共同参画推進センター等関係機関と連携協力し、要支援対象者(母子)の情報共有及び実態把握に努め、適切な支援措置を行う。
<b>効果</b> 事業の改善・改革によって期待される効果は何か	妊産婦の安全で衛生的な出産を保障し母体と胎児の安全な出生を確保する。 また、母子の自立促進のために、その生活を保障し、母子福祉の向上が図られる。

1次評価	今後の方向性	担当者意見のとおり		2次評価	対象外	今後の方向性
	終期設定				終期設定	
	意見等				内容	

※1次評価は事業担当課長等、2次評価は2次評価委員会によって行われます。